第四十八条の十一の十四の見出し中「控除対象個別帰属還付税額」を「控除対象還付対象欠損調整額」に改め、同条中「第三百二十一条の八第十六項の適格合併又は残余財産の確定に係る同条第十五項」を「第三百二十一条の八第二十八項」に、「同条第十六項」を「合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち最も古い事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度）開始の日が被合併法人等の同項に規定する前十年内事業年度で同項」に、「控除未済個別帰属還付税額」を「控除未済還付対象欠損調整額」に、「連結事業年度」を「事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。）後である場合及び同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日を含む事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるとき」に改め、同条後段を削り、同条を第四十八条の十一の二十八とする。

第四十八条の十一の十三の見出しを「（法第三百二十一条の八第二十八項の政令で定める要件）」に改め、同条中「、法第三百二十一条の八第十六項」を「、法第三百二十一条の八第二十八項」に、「法第五十三条第十五項」を「第五十三条第二十七項」に、「法第三百二十一条の八第十五項」を「第三百二十一条の八第二十七項」に、「の日の属する事業年度以後において連続して」を「法人の市町村民税の確定申告書」を「の日の属する事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書」と、同条ただし書中「第五十三条第二十八項」とあるのは「第三百二十一条の八第二十八項」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」に改め、同条を第四十八条の十一の二十七とする。

第四十八条の十一の十二の見出しを「（法第三百二十一条の八第二十六項の政令で定める額）」に改め、同条第一項中「法人税額に係る法第三百二十一条の八第十五項」を「法第三百二十一条の八第二十六項」に、「第八条の二十三第一項」を「第八条の二十三」に改め、同条第二項を削り、同条を第四十八条の十一の二十五とし、同条の次に次の一条を加える。

（法人の市町村民税の控除対象還付対象欠損調整額の特例）

第四十八条の十一の二十六　第八条の二十三の二第一項の規定は、法第三百二十一条の八第二十六項に規定する還付対象欠損金額（次項において「還付対象欠損金額」という。）の生じた事業年度又は中間期間（法人税法第八十条第五項に規定する中間期間をいう。）後最初に開始する事業年度について法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第三百二十一条の八第二十六項の規定を適用する場合について準用する。

2　第八条の二十三の二第二項の規定は、法第三百二十一条の八第二十八項に規定する被合併法人等（第四十八条の十一の二十八において「被合併法人等」という。）の還付対象欠損金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日である場合における当該還付対象欠損金額について準用する。

第四十八条の十一の十一中「第三百二十一条の八第十三項の適格合併又は残余財産の確定に係る同条第十二項」を「第三百二十一条の八第二十四項」に、「同条第十三項」を「合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち最も古い事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度）開始の日が同項に規定する被合併法人等（以下この条において「被合併法人等」という。）の同項に規定する前十年内事業年度で同項」に改め、「事業年度」の下に「のうち最も古い事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。）後である場合及び同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日を含む事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるとき」を加え、同条後段を削り、同条を第四十八条の十一の二十四とする。

第四十八条の十一の十の見出しを「（法第三百二十一条の八第二十四項の政令で定める要件）」に改め、同条中「、法第三百二十一条の八第十三項」を「、法第三百二十一条の八第二十四項」に、「法第五十三条第十三項」とあるのは「法第三百二十一条の八第十三項」と、「法第五十三条第十二項第一号」を「第五十三条第二十三項第一号」に、「法第三百二十一条の八第十二項第一号」と、「」を「第三百二十一条の八第二十三項第一号」と、「の日の属する事業年度以後において連続して」に、「法人の市町村民税の確定申告書」を「の日の属する事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書」と、同条ただし書中「第五十三条第二十四項」とあるのは「第三百二十一条の八第二十四項」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」に改め、同条を第四十八条の十一の二十三とする。

第四十八条の十一の九の見出しを「（法第三百二十一条の八第二十三項第一号の政令で定める額等）」に改め、同条第一項中「法人税額に係る法第三百二十一条の八第十二項第一号」を「法第三百二十一条の八第二十三項第一号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第三百二十一条の八第十二項第二号」を「第三百二十一条の八第二十三項第二号」に、「第八条の二十第三項」を「第八条の二十第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第三百二十一条の八第十二項第三号」を「第三百二十一条の八第二十三項第三号」に、「第八条の二十第四項」を「第八条の二十第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第四十八条の十一の二十二とする。

第四十八条の十一の八の見出し中「控除対象個別帰属税額」を「控除対象通算対象所得調整額」に改め、同条中「第三百二十一条の八第十項の適格合併又は残余財産の確定に係る同条第九項」を「第三百二十一条の八第十五項」に、「同条第十項」を「合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち最も古い事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度）開始の日が被合併法人等の同項に規定する前十年内事業年度で同項」に、「控除未済個別帰属税額の生じた連結事業年度」を「控除未済通算対象所得調整額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。）後である場合及び同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日を含む事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるとき」に改め、同条後段を削り、同条を第四十八条の十一の十六とし、同条の次に次の五条を加える。

（法人の市町村民税の加算対象被配賦欠損調整額の特例）

第四十八条の十一の十七　第八条の十九の二の規定は、法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第三百二十一条の八第十七項の規定を適用する場合について準用する。

（法第三百二十一条の八第十九項の政令で定める額）

第四十八条の十一の十八　法第三百二十一条の八第十九項に規定する政令で定める額は、第八条の十九の三に規定する金額とする。

（法人の市町村民税の控除対象配賦欠損調整額の特例）

第四十八条の十一の十九　第八条の十九の四第一項の規定は、法第三百二十一条の八第十九項に規定する配賦欠損金控除額（次項において「配賦欠損金控除額」という。）の生じた事業年度後最初の事業年度について法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第三百二十一条の八第十九項の規定を適用する場合について準用する。